

江戸時代中期、大悟透徹した禅の高僧・仙厓義梵和尚（1750年～1837年）は、自身の臨終に際し、弟子の面々からの「最期のおことばを」との求めに、にっこりとほほ笑んで「死にとうない」と言ったという。さらなる求めにも「ほんまに死にとうないのう」とつぶやくと、眠るように遷化したと伝えられている。仙厓和尚は享年87。当時の人の寿命からすると十分活躍したと思われるにもかかわらず、「死」が訪れる瞬間に至るも「命の時間が足らなんだ」と悔やんでいたかのように私には思える。

私たち凡人の多くは、「生を享けたる者、必ず死を迎える」という何人も免れることのできない宇宙の摂理すら信じたくないともだえ、あがきつつ死んでいく。

私たちの祖先の時代、否、今日でも死は「他力」つまり誰かが後始末をしてくれるものと考えられている。だが、21世紀の今、死は「自力」つまり自己責任と自己決定によって迎えることが可能な時代となった。それを実証してくれたのは、長年教師として教え子や同僚のため生涯を捧げて生き抜いたMさんという一人の女性からの、「私、ひ

とりで死ねますか」という問いかけであった。

末期がんで入院中の病院からの電話であったが、Mさんによれば、お墓はもやいの会（※1）に入会し、その他自らの死の後始末として様々なことを一つひとつ片づけたけれど、自分の遺骸の処分や納骨、死後の諸手続など、どうしても死ぬ前にはできないことがあるという。りすシステム（※2）の生前契約（※3）がスタートした2年後の平成7年師走のこと、まだよちよち歩きのりすシステムであったが、Mさんが悩んでいたことのすべてをクリアできることがわかった。そこで、公正証書を超特急で完成させ生前契約を締結。平成8年2月21日深夜、Mさんは願ひ通りひとりで旅立った。

付き添っていた生前契約アドバイザー（※4）には、担当医師から今夜が臨終と伝えられたが、Mさんの「死に際は他人に見られたくない。ひとりで死にたい」という意思を尊重するため、アドバイザーは夕刻病院を後にした。そして寝入り端<sup>ぼな</sup>、病院からの電話で起こされて病院に駆けつけ、肅々と契約通りの死後事務を行った。Mさんは、自身の体験を多くの人に知ってほしいと、自筆の遺書を遺してくれていたので、我々の機関誌で紹介し、私は「仮説が実証され、飛躍のはじまり」と書いた。

あれから20余年、「利用者はお師匠様」を合言葉に、我々は契約による家族づくりのノウハウを蓄積し今日に至っている。

時代の変化は私の予測より早く、結婚しない人が猛烈な勢いで増加している。昭和60年の国勢調査では、50歳まで一度も結婚したことがない割合を示す「生涯未婚率」が男女とも約4%であった。それが30年後の平成27年の国勢調査では男性23・37%で約6倍、女性14・06%で約3倍になっている。この勢いで生涯未婚率が上昇していけば、20〜30年後には男性の半分くらいは家族をつくらないことになるのではないか。

本書は、時代を先取りした生前契約による「契約家族（※5）」づくりの四半世紀にわたる歩みについて、ケースを中心に整理したものである。課題は山積しているが、現実に契約家族をつくり、その中で人生を全うしてくれた多くの人々の姿から汲みあげたもので、賽さいの河原かわらに石を積み上げるような努力の中間報告でもあり、近未来への灯火ともしびでもある。

「人生の終盤に、人が切実に思い悩むこと」は、思いのほかたくさんある。

葬儀やお墓のことだけではなく。自分の判断能力が十分でなくなった場合の身の回りの世話、入院・手術や老人ホーム入居に際しての保証人、一人だけの時に倒れた場合のこと、家財道具の処分やクレジットカードの解約手続き、ペットのこと…等々。事前に決めておき、信頼できる誰かに託すことができれば安心できる。

不安や心配を生前契約・契約家族によって解決し、自分らしく生き抜こうと決めた多くの方々の出会いによって生まれた本書が、〆人生の手じまい〆を考える読者の参考になれば幸いである。

平成30年8月 松島 如戒

※1

もやいの会：様々な事情で墓の維持に困っている人、入る墓のない人に「家族」「血縁」「宗教」「国籍」などの垣根を超え、自らの意思で「終のすみか」を決めておき、死後納骨できる合葬墓ガウチウボ「もやいの碑」を運営する会のこと。生前から「死後のすみか」を同じくする人々の仲間作りをしている

※2 リすシステム (Liss システム) : Living support service (リビング・サポート・サービス) システムの略称で、生活支援サービスシステムのこと。

※3 生前契約 : 自分の葬儀や各種手続き、住居の片付け等(死後事務)、正常な判断力をなくした状況に至った時のサポート(後見事務)、人が生きていく上で従来家族が担っていたこと、例えば介護、入院保証や手術の同意、就職・老人ホーム入居時の身元引受保証人等(生前事務)を、あらかじめ公正証書契約により信頼できる法人等に委任しておく社会保障の仕組みのことで、委任内容を自分の判断能力のあるうちに決めておき、その執行を契約によって他者に託しておくこと。

※4 生前契約アドバイザー : 生前契約利用者の思いを聴き取り、それを形にする専門職業人。ヘルパーなどとは異なり、契約により契約者本人を代理する権限を持つ。

※5 契約家族 : 血縁家族に対する言葉で、自分自身の生前事務、後見事務、死後事務(祭祀主宰者指定)などの事務を委任、受任することによって成立する、いわば契約上の家族関係。詳しくは第6章参照。



第1章 生前契約って、どんな人が、どんな時に?..... 13

- ① 親戚との縁は切った。誰に葬儀を頼んだらいいのか 14
- ② 実の娘はいるけれど、遠くにいるので... 16
- ③ 親子仲は良いが、「人生の手じまい」は自分たちで 17
- ④ 「金を貸してくれなければホームの保証人を降リる」と言われている 19
- ⑤ あてになるようでない親友 遠くにいてもやっぱり親族 22
- ⑥ 職場の健康診断で「精密検査が必要」と言われた 24
- ⑦ 自分の死後、障害を持つ子どもを守るために 26
- ⑧ 市民権を得た合葬墓 28
- ⑨ 親子仲を回復させた生前契約 30
- ⑩ 甥にも姪にもそれぞれ4人の親がいる 32
- ⑪ 生前契約でつくる「契約家族」を支える公正証書 34



第2章 人が死ぬとこんなにたくさん仕事がある

〈死後事務パート1〉自分自身のカラダの始末

……

37

- ① 死後事務の内容 38
- ② 死亡届を出せる人がいない 42
- ③ 医師に脈を取られつつ息を引き取らなければ「異状死」か? 46
- ④ やつと探し当てた親族に死亡届を断られる 50
- ⑤ 他人が死後事務を行える理由 52
- ⑥ 死に装束はどうしますか? 56
- ⑦ どんな柩こがお好みですか? 58
- ⑧ 死者のプライバシーは護られる 60
- ⑨ どんな霊柩車にしますか? 62
- ⑩ お経はどうされますか? 64
- ⑪ 葬儀に坊さんや戒名は必要か? 67
- ⑫ 通夜振る舞いはどうしますか? 71
- ⑬ お香典はいただきますか? 73

- ⑭ 生前契約での「金の使いどころ」 76
- ⑮ お墓の用意は？ 78
- ⑯ 散骨ってできるの？ 80
- ⑰ この死にザマ、あつぱれ！ 81
- ⑱ 「Ai」の活用で自宅死の死因を明らかに 83



### 第3章 人が死ぬとこんなになくさんの仕事がある

〈死後事務パート2〉社会的関係、住まいの片づけ、諸手続き

：

85

- ① 健康保険からの葬祭費は葬儀をした者に 86
- ② 見えない家族の存在 — 死後に振り込まれた年金の行方 88
- ③ 電気、水道、ガス等の供給停止通知 89
- ④ 銀行への死亡届は一段落してから 90
- ⑤ クレジットカードの契約解除は死後速やかに 91
- ⑥ 携帯電話、パソコンのデータ消去 92



⑦ あなたが亡くなったことを、誰にいつ知らせる？ 94

⑧ 自分で書く死亡通知？ 96

⑨ 現代の形見分け考 98

⑩ 神棚や仏壇はどうする？ 100

⑪ 「すべて処分」「使えるものは使って」——死者の意思通りに実行 102

⑫ 日々の暮らしに使っていた物の処分はどうするか

——借家の返還は原状回復が必要 104

⑬ 冷蔵庫の中身、生ごみの始末はどうするか 106

⑭ ペットの行く末はどうする？ 107

⑮ お家の片づけは誰がする？ ——遺品整理業なるビジネスが出現 110



## 第4章 「家族力」の減退を支える

### 〈生前事務〉の内容

① 他人の「身元引受保証人」 116

..... 115

- ② 他人や法人が老人ホームの身元引受保証人になれるのか？ 119
- ③ 老人ホーム入居に伴う身元引受保証の法的根拠は？ 123
- ④ 命と人権を守る「医療上の判断に関する事前意思表示書」 126
- ⑤ 医療を受けるときの保証と同意 128
- ⑥ シニア世代の転職は身元引受保証人に困る 129
- ⑦ 高齢者が住宅を借りるときの保証人 131
- ⑧ 海外旅行のときの「留守中の緊急連絡先」をどうするか 134
- ⑨ 入退院のサポート 137
- ⑩ 老人ホーム探しのお手伝い 140
- ⑪ 桜満開の隅田川でお花見、3日後に大往生 145
- ⑫ 北海道く大阪、旅のお供 147
- ⑬ 新幹線利用で定期受診とお買い物のお供 149
- ⑭ 銀行への入金 お隣の奥さんに頼めない 151



第5章 「私、認知症にはならない」そんな自信ありますか

〈任意後見事務〉の内容

……

153

① 認知症患者 正気に戻る瞬間がある

——そのとき満たされていると感じるケアをめざして 154

② 成年後見制度の仕組み ——法定後見と任意後見 156

③ 「後見ノート」という名の意思表示書から

——認知症になっても人間らしく生きるために 164



第6章 生前契約の理念と実務……………169

① 生前契約誕生物語 170

② 生前契約の原理・原則 178

③ 「契約家族」の構造 ——契約家族を支える三つの機関、三つの契約 189

④ 「契約家族」は、周死期における心とからだの変化に対応 201

- ⑤ 企画書、意思表示書が「契約家族」に血を通わせる 205
- ⑥ 生前契約の担い手「生前契約アドバイザー」 211
- ⑦ 生前契約利用の手順と費用 213
- ⑧ 社会認知がすすむ生前契約 —— 国立歴史民俗博物館に展示 217
- ⑨ リシステムの生前契約の現状 220
- ⑩ 「契約家族」の未来 227
- ⑪ 生きる権利と死ぬ権利 231

生前契約って、  
どんな人が、どんな時に？



## 親戚との縁は切った。誰に葬儀を頼んだらいいのか

1-①

「生前契約する人って、身寄りのないお気の毒な人達でしょう……？」

こんな質問はこれまで数限りなく受けてきたが、半分は当たり前、半分はハズレである。

生前契約を希望するのは、どのような人たちなのか。様々な人間模様をケースから紹介しよう。

二十何年も前のこと。当時としては画期的な、宗教、性別、血縁を超え、しかも生前の申込みが条件という新しい形の、みんなで仲良く入れる合葬墓「もやいの碑」に納骨しようとする人々の集まりでの一幕。

手を挙げて、「ちよっといいですか」と立ち上がった男性、安田さん（仮名）。「私は最近、親戚とは縁を切り、新しいところに引っ越した。お墓はもやいの碑に入る手続きを済ませて安心している。しかし、葬式をどうするかで夜も眠れん。仏つくって魂入

れず」というが、寺なんだから何とか私の葬式をしてくれないか」とおっしゃる。

この安田さんのように、入るお墓はあるが、葬儀を誰に頼んだらよいか困っているという人が生前契約を希望されるのが一つのケースである。

私は安田さんの要望に、「お気持ちをよくわかります。しかし、お骨と違って遺体は日に日に傷みます。連休が3、4日続けば臭いも出ます。直ちに『承知しました』という訳にはいきませんが、葬儀を誰かがしてくれるという仕組みが必要なことは、十分理解しました。1、2年お待ちください」と答え、その場をおさめた。

以来このことを契機に、私は赤の他人が喪主となって他人の葬儀を行う仕組みづくりに奔走することになり、数年後の平成5年10月、我が国初の「生前契約」を世に問うことになった。



実の娘はいるけれど、遠くにいるので…

1 - ②

北原さん（仮名）夫妻には娘さんがいる。夫は商社マンで世界各地を飛び廻り、子宝に恵まれたのはアメリカ駐在中のこと。

娘の律子さん（仮名）が3歳の頃、南米勤務を命ぜられ、小学校入学の頃アメリカに戻った。北原さんご一家にとって、アメリカは住み心地の良い国で、以後、世界の各地で勤務したが、生活の本拠はアメリカに置き、律子さんも小中高それに大学も名門のH大学に進んだ。その後、アメリカ人のエンジニアを伴侶に選び、律子さんはアメリカ永住を決めた。

北原さんは会社で執行役員を務め、70歳を迎えるころリタイアし日本に帰国した。人生のラストステージには、否応なしに迫ってくる老いに伴う各種の疾病、介護、認知症が気になる。夫婦どちらが先になるにしても「死」の始末等々をどうするか――。

このように、実の子がいても子は子の人生を生きている、そんな子に親の老後の心配をかける訳にはいかないというのも一つのケースである。





## 親子仲は良いが、「人生の手じまい」は自分たちで

1-③

川崎市にお住いの青山浩さん・きみ枝さん夫妻（仮名）は、一男一女に恵まれ、厚生年金に加え企業年金をもらい、悠々自適な老後を楽しんでいる。

ご夫妻には贅沢な悩みがある。それは、人生のラストステージの過ごし方である。

世間的には、息子は親の事業を継承し、その仕事もうまくいっており、娘は研究者と学生結婚し、はた目もうらやむほどの暮らし向きである。

しかし最近、「終活」とやらが世間の話題となり、介護、認知症になったときのこと、そして葬式をどうするかが気になっている。時折、子どもたちと話し合うと、「私たちに任せておけば大丈夫」と口をそろえるが、子どもたちの考えていることと自分たち夫婦の思いにはズレがある。

「裸一貫で九州から上京し、苦学して大学を出て小さいながら起業した。その事業も息子に譲った今、人生のラストステージは自分たちで設計して、それを実現してくれる確かなところに頼もう」ご夫妻はそんな結論を出した。

りすシステムの説明会（※）に参加し、公正証書（りすシステムの生前契約は公正証書の作成が基本となる）の作成を終えた。公正証書が完成した日、一族をホテルのレストランの個室に集め、今日に至る経過を話した。

話し終わるのを待っていたかのように大歓声がわきおこった。特に4人の孫たちは、「おじいちゃんも、おばあちゃんもすごい。でも、私たちにも手伝わせてね」という。

あらかじめ仕組んであったとはいえ、その日は、おばあちゃん（きみ枝さん）の77歳の誕生日。ケーキを切ってコーヒーを飲みながら、息子の健一さん（仮名）がこう言う。「父さん、ありがとう。ほっとしたよ。そして改めて父さん、母さんの勇気に敬意を表します」「親子でもラストステージのありようは、本当はどのように考えているかわからんもんな」と浩さん。

21世紀は「個」が尊ばれる時代。そんな時代にこんな生前契約もオシャレじゃないか。

※（生前契約）説明会：生前契約を検討している人に向けて、生前契約の

仕組みやサービスの内容を紹介するりすシステム主催の説明会。